

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大韓民国
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第7号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金160万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年2月13日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、本件審判期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。証拠によれば、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び課徴金の計算の基礎となる事実が認められる。

平成28年12月12日

金融庁長官 森 信 親

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、大韓民国京畿道城南市盆唐区に本店を置くネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション（以下「ネオウィズ」という。）に従業員として勤務していた者であるが、平成23年10月31日、その職務に関し、ネオウィズの業務執行を決定する機関が、東京都渋谷区恵比寿一丁目19番地に本店を置き、オンラインゲーム事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されていた株式会社ゲームオン（以下「ゲームオン」という。平成24年4月24日上場廃止。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、当該事実の公表がされた平成23年11月7日より前の同年10月31日午後1時41分頃から同年11月4日までの間、B社及びC証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、D名義で、自己の計算において、ゲームオン株式合計57株（買付価額合計341万2305円）を買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第1項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

- (1) 法第175条第2項第2号の規定により、法第167条第1項の規定に違反して自己の計算において同項に規定する特定株券等又は関連株券等の買付け等をした場合、課徴金の額は、(ア) 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額から、(イ) 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

本件では、上記1に掲げる事実につき

$$\begin{aligned} & \text{(ア)} (88,000\text{円} \times 57\text{株}) - \text{(イ)} (59,865\text{円}^* \times 57\text{株}) \\ & = 1,603,695\text{円} \end{aligned}$$

となる。

※59,865円は平均買付価格

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、1,600,000円。